

掛川市条例第6号

掛川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成27年3月23日

掛川市長

(別紙)

掛川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第3項及び第46条第3項の規定に基づき、特定教育・保育施設の運営に関する基準及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準)

第2条 法第34条第2項の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準及び法第46条第2項の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）に規定する基準とする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。